

## 明日の旭川を語る会 公開規定

(目的)

第1条 本規定は、明日の旭川を語る会（以下「語る会」という。）の議事内容について、流域住民等への周知を図るため、公開の方法を定めるものである。

(語る会開催の周知)

第2条 語る会の開催については、記者発表を行うとともに、国土交通省中国地方整備局及び岡山河川事務所ホームページ（以下「HP」という。）により一般に周知する。

(語る会の公開)

第3条 語る会は原則公開とし、傍聴に必要な事項は別途定める。  
2 語る会で委員に配布される資料は、貴重な生物種の存在状況を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、原則としてすべての資料を公表する。  
3 語る会の議事録は、意見及び質問、事務局の回答及び対応から構成される要旨とし、HPにて公表する。なお、発言者の氏名は記載しないものとする。

(その他)

第4条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、語る会で定める。

附則

(施行期日)

この規定は平成20年 2月22日から施行する。